

10. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の延長について

関東部会提出
説明担当 甲斐市

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、国際動向、疾病の重篤性等に鑑み、予防接種法上の定期接種化に向けた検討が行われているが、平成22年11月から、都道府県がワクチン接種緊急促進基金を造成し、ワクチン接種緊急促進事業として各市町村が実施している。

また、本事業については、平成23年度までの時限的事業となっていたが、平成23年度第4次補正予算が2月8日に可決したことにより、平成24年度末まで延長されることが、決定されたところである。

しかしながら、平成25年度以降の対応について明示されていないことから、先行きが不透明な状況である。

いずれのワクチンも、子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たす重要なものであることから、本事業の継続は必要不可欠である。

については、これまでの経緯等を勘案し、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンが予防接種法上の定期予防接種に位置づけられるまでの間、国の責任において本事業を継続するよう、強く要望する。